

IX 詳細仕様検討結果

貨物	海上	第13回WG	基本 Ⅳ-6-8	B／L 番号入力仕様の見直し（１）： 35桁化
----	----	--------	-------------	-------------------------

・ B／L 番号の入力について、N A C C S 用船会社コード（4桁）+ 3 1桁の計 3 5桁までの入力を可能とする。

詳細仕様検討結果

B／L 番号の35桁入力が可能となる業務は、下表のとおり。

項番	業務コード	業務名称	項番	業務コード	業務名称
1	C H J	貨物情報仕分け	13	S C R	簡易貨物情報登録
2	C H U	貨物取扱登録（仕合せ）	14	S O T	保税運送申告（承認）変更
3	S H S	貨物取扱登録（改装・仕分け）	15	A H R	出港前報告（ハウスB／L）
4	C P C	不開港出入許可申請	16	A M R	出港前報告
5	B I X	システム外搬入確認取消	17	C H R	出港前報告訂正（ハウスB／L）
6	B I B	システム外搬入確認（輸入貨物）	18	C M R	出港前報告訂正
7	C Y B	システム外C Y 搬入確認（コンテナ単位）	19	C M F 0 1	積荷目録情報訂正（積荷目録提出業務前）
8	C Y D	システム外C Y 搬入確認（B／L 単位）	20	C M F 0 2	積荷目録情報訂正（積荷目録提出業務後）
9	C Y D 0 1	システム外C Y 搬入確認（B／L 単位）（事前登録）	21	M F R	積荷目録情報登録
10	N V C 0 1	ハウスB／L 貨物情報登録（登録、訂正、削除）	22	I D A	輸入申告事項登録
11	N V C 0 2	ハウスB／L 貨物情報登録（関連付け）	23	I D A 0 1	輸入申告変更事項登録
12	O L C	保税運送申告	24	S W A	シングルウィンドウ輸入申告事項登録

IX 詳細仕様検討結果

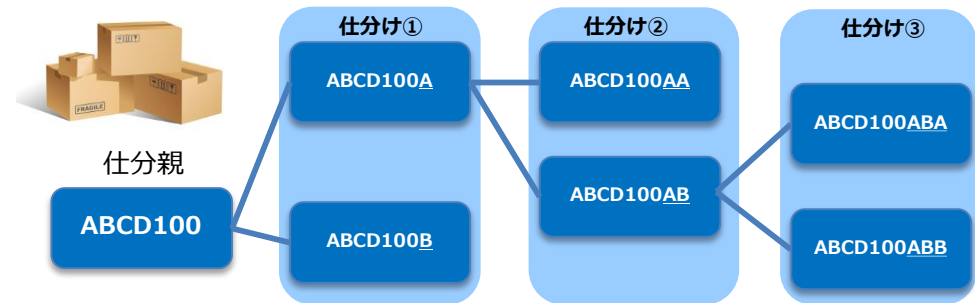
共通	海上	第13回WG	基本 IV-6-8	B／L 番号入力仕様の見直し（２）： 仕分け（仕合せ）・内取り
----	----	--------	--------------	---------------------------------

- ・仕分け（仕合せ）業務を実施した際の取扱枝番について、仕分（仕合）親の取扱枝番を引き継ぐ仕様とする。
- ・「貨物取扱登録（改装・仕分け）（SHS）」業務に新たに区分を設け、内取りを可能とする。

詳細仕様検討結果

- ・「貨物取扱登録（改装・仕分け）（SHS）」業務は「仕分前貨物管理番号」、「貨物情報仕分け（CHJ）」業務は「仕分前B／L 番号」を仕分親番号とし、直前の仕分親番号に対し取扱枝番が払い出される。

例：仕分けのフロー



枝番の付与はA→V、その後AA→VVの順

※枝番にI・O（オー）・W・X・Y・Zは使用しない。

- ・「貨物取扱登録（仕合せ）（CHU）」業務についても、直前の先頭に入力された輸出管理番号に対し取扱枝番が払い出される。

内取仕様

- ・次期仕様においては、「貨物取扱登録（改装・仕分け）（SHS）」業務で内取りの実施を可能とする。
SHS業務、仕分数の項目に新たに「内取り：0（ゼロ）」の区分を設ける。
- ・繰返し部に「内取元」と「内取りをする分」の2つの情報を入力する。
内取元についてはB／L 番号を変更せず、内取りの度に内取りをする分の貨物について、枝番を付与して貨物情報を作成する。

貨物取扱登録（改装・仕分け）（SHS）業務画面

共通部	繰返部
許可申請番号	
仕分数※ ☐ (改装：1 仕分け：2～20)	
取扱場所	
取扱開始日時※	
取扱終了日時※	
仕分前貨物管理番号※	
記事	

貨物	海上	第11回WG	基本Ⅲ-3	システム制限値の見直し（４）：１Ｂ／Ｌあたりのコンテナ件数の拡大
----	----	--------	-------	----------------------------------

- 海上輸出入業務における１Ｂ／Ｌあたりのコンテナ件数の制限値について、１００件から２００件に変更する。

詳細仕様検討結果

海上輸出入業務における１Ｂ／Ｌで指定可能なコンテナ件数を最大１００件から２００件に拡大する。
これに伴い、以下の変更を実施する。

オンライン業務の変更点

- 入力画面において、１Ｂ／Ｌに紐づくコンテナ情報繰返部を１００欄から２００欄に変更する。（変更対象はWG資料を参照）
- 出力情報において、１Ｂ／Ｌに紐づくコンテナ情報を出力している情報について、コンテナ情報繰返部を１００欄から２００欄に変更する。（変更対象はWG資料を参照）
- １Ｂ／Ｌに対して１００コンテナの制限値チェックを行っている業務について、制限値を２００コンテナに変更する。（変更対象はWG資料を参照）

バッチ業務の変更点

「港湾統計用輸入貨物データ（Ｋ０４）」、「港湾統計用輸出貨物データ（Ｋ０５）」及び「港湾統計用仮陸揚貨物データ（Ｋ０６）」において、コンテナ番号、空／実入識別、コンテナサイズ 及び コンテナタイプの繰返し数を１００から２００に変更する。

IX 詳細仕様検討結果

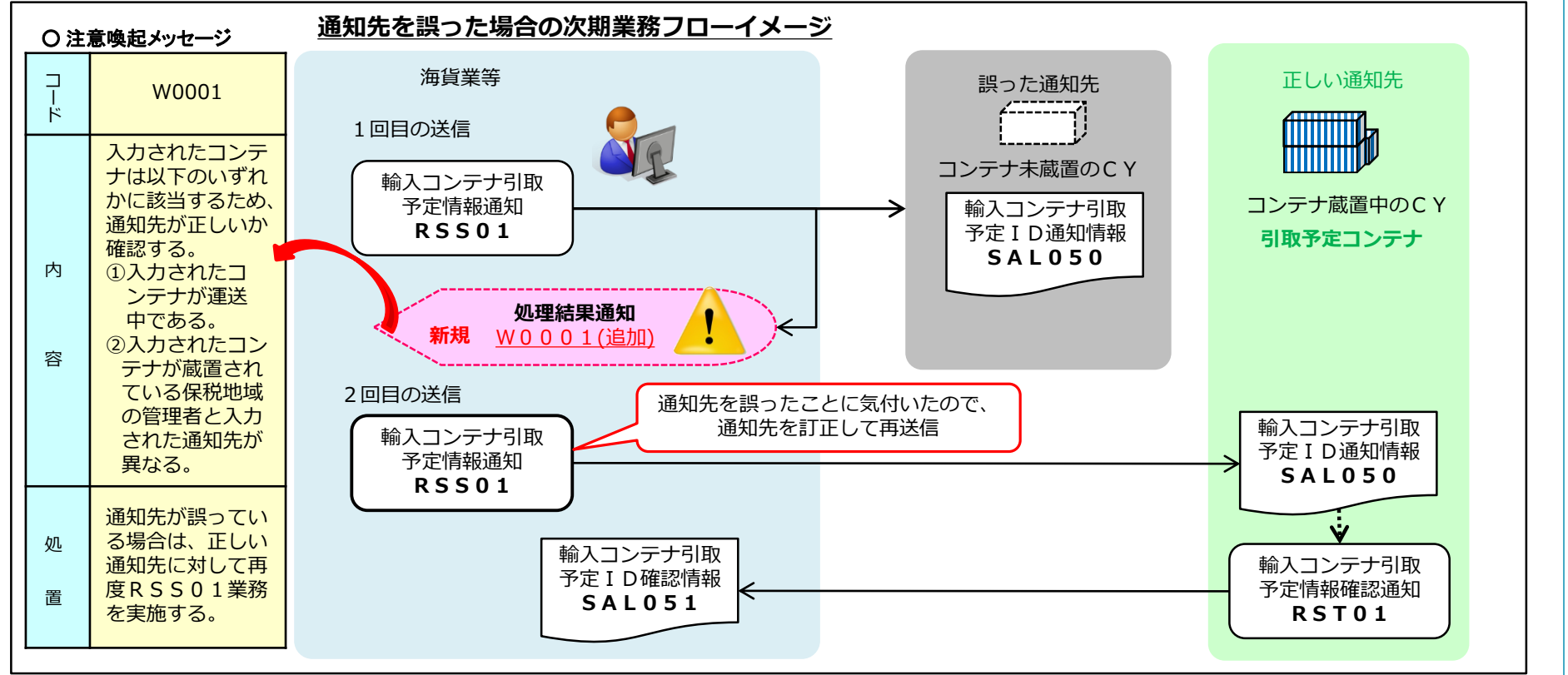
貨物	海上	第14回WG	基本IV-6-他	「輸入コンテナ引取予定情報通知（ID通知）（RSS01）」業務における通知先誤入力への対応
----	----	--------	----------	---

- 通知先を誤入力して送信した際、誤りに気づくのが遅れ引取に支障が出る場合があるため、B／L 番号、コンテナ番号等の情報からCYコードと相違がある場合に、注意喚起メッセージ等を入力する。

詳細仕様検討結果

「輸入コンテナ引取予定情報通知（ID通知）（RSS01）」業務において、通知先に入力された業種がCYの場合で、以下の条件のいずれかに該当する場合に、注意喚起メッセージを出力するように処理を追加する。

- 1. 運送中のコンテナが入力された場合
- 2. 蔵置中のコンテナが入力された場合で、当該保税地域を管理する利用者コードと入力された通知先が異なる場合



IX 詳細仕様検討結果

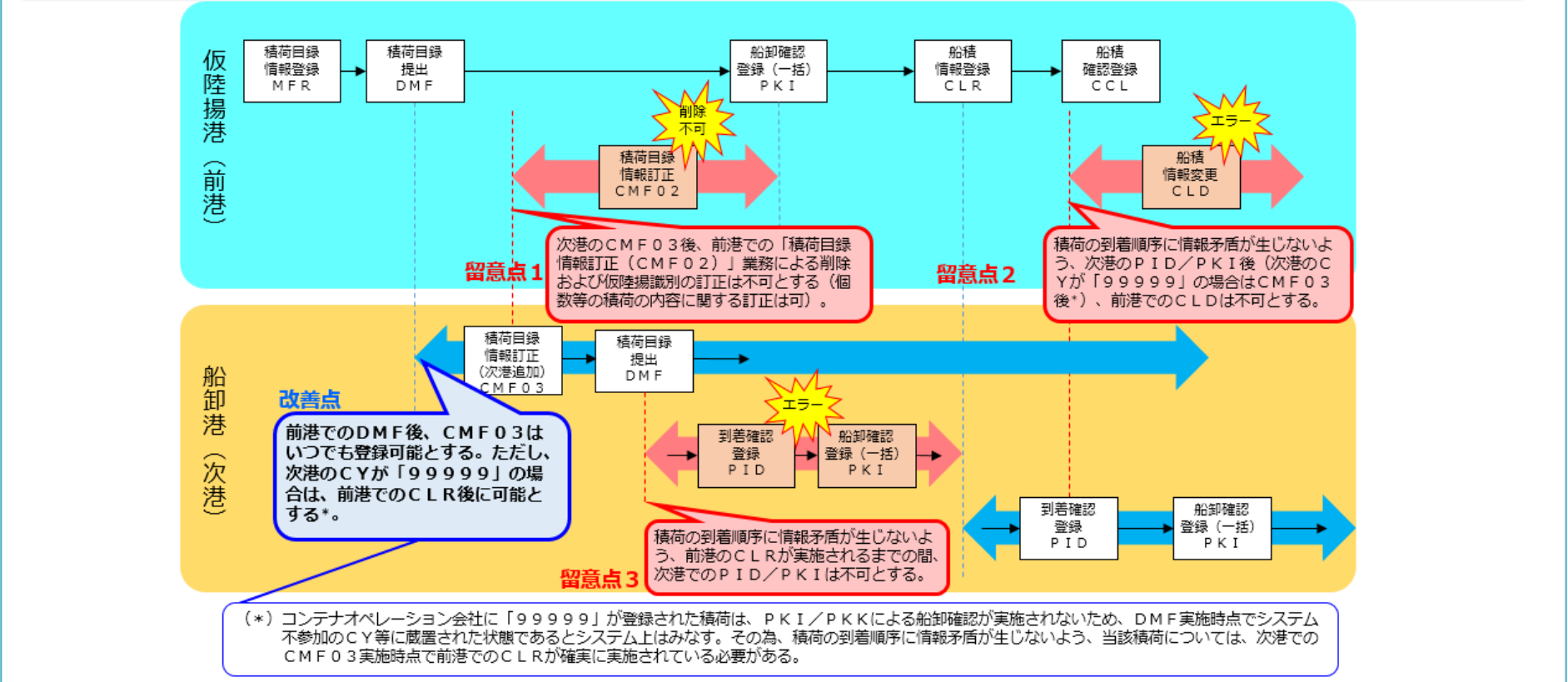
貨物	海上	第17回WG追記	基本IV-6-9	海上仮陸揚貨物に係る処理の見直し
----	----	----------	----------	------------------

・「積荷目録情報訂正（次船卸港の追加）（CMF03）」業務における次船卸港の追加について、登録可能なタイミングを見直し、前港でのDMF以降は次港におけるCMF03業務を実施可能とする。

詳細仕様検討結果

<現行>「積荷目録情報訂正（次船卸港の追加）（CMF03）」業務の実施可能なタイミングは、前港における船卸確認業務や、次港における積荷目録提出業務の実施の有無に影響されるため、実態に即した運用に支障をきたしている。

<次期> 海上仮陸揚貨物について、前港でのDMF後であればCMF03はいつでも登録可能とする。
ただし、次港のCYが「99999」の場合は、前港でのCLR後に可能とする*。



IX 詳細仕様検討結果

貨物	海上	第17回WG	基本IV-6-9	空コンテナの仮陸揚対応
----	----	--------	----------	-------------

- 「MFR（積荷目録情報登録）」業務等*において空コンテナの仮陸揚届情報の登録を行うことにより、システムによる仮陸揚届の提出を可能とする。

詳細仕様検討結果

次期：①空コンテナと仮陸揚識別「28：仮陸揚貨物」の同時入力を可能とする。

MFR 積荷目録情報登録

ファイル(E) 表示(V)

共通部 繰返部

処理区分

船舶* NACMARU 航海番号 001 船会社* NACC 船卸港* JPTYO -

入港予定日 2017/10/01 C Y * 1AAAA

B / L 番号

船積港 UNSHA

最終仕向地 -

荷渡地 -

荷送人 -

名称

住所

住所 St.1

St.2

City

Country-sub

品名

品目番号

記号番号

個数 -

総重量 -

ネット重量 -

容積 -

原産地 危険貨物

海上運賃 -

価格 -

包括保税運送承認番号

仮陸揚識別 28 仮陸揚事由 TRS 仮陸揚期間 5

運送予定期間 月/日 から 月/日 まで

運送具

到着地

他法令 1 2 3 4 5

記事

MFR 積荷目録情報登録

ファイル(E) 表示(V)

共通部 繰返部

1 コンテナ番号 NACC0000001

シール番号 1 2 3

4 5 6

空/実識別 4 サイズ 20 タイプ GP

荷渡形態 所有形態 2 バン形態 条約識別 3 対象外識別

2 コンテナ番号 NACC0000002

シール番号 1 2 3

4 5 6

空/実識別 4 サイズ 20 タイプ GP

荷渡形態 所有形態 2 バン形態 条約識別 3 対象外識別

3 コンテナ番号 NACC0000003

シール番号 1 2 3

4 5 6

空/実識別 4 サイズ 20 タイプ GP

荷渡形態 所有形態 2 バン形態 条約識別 3 対象外識別

② MFR等により仮陸揚空コンテナが登録された場合に、当該コンテナ番号および仮陸揚届受理番号を記した仮陸揚届出情報をDMFを契機に出力する。
⇒ 出力先：船会社、CY、税関（監視）

* 「積荷目録情報登録（MFR）」業務
「積荷目録情報訂正（積荷目録提出業務前）（CMF01）」業務
「積荷目録情報訂正（積荷目録提出業務後）（CMF02）」業務
「積荷目録情報訂正（次船卸港の追加）（CMF03）」業務

仮陸揚貨物の搬入時保税運送自動起動の旨の入力は不可

262

NACCS

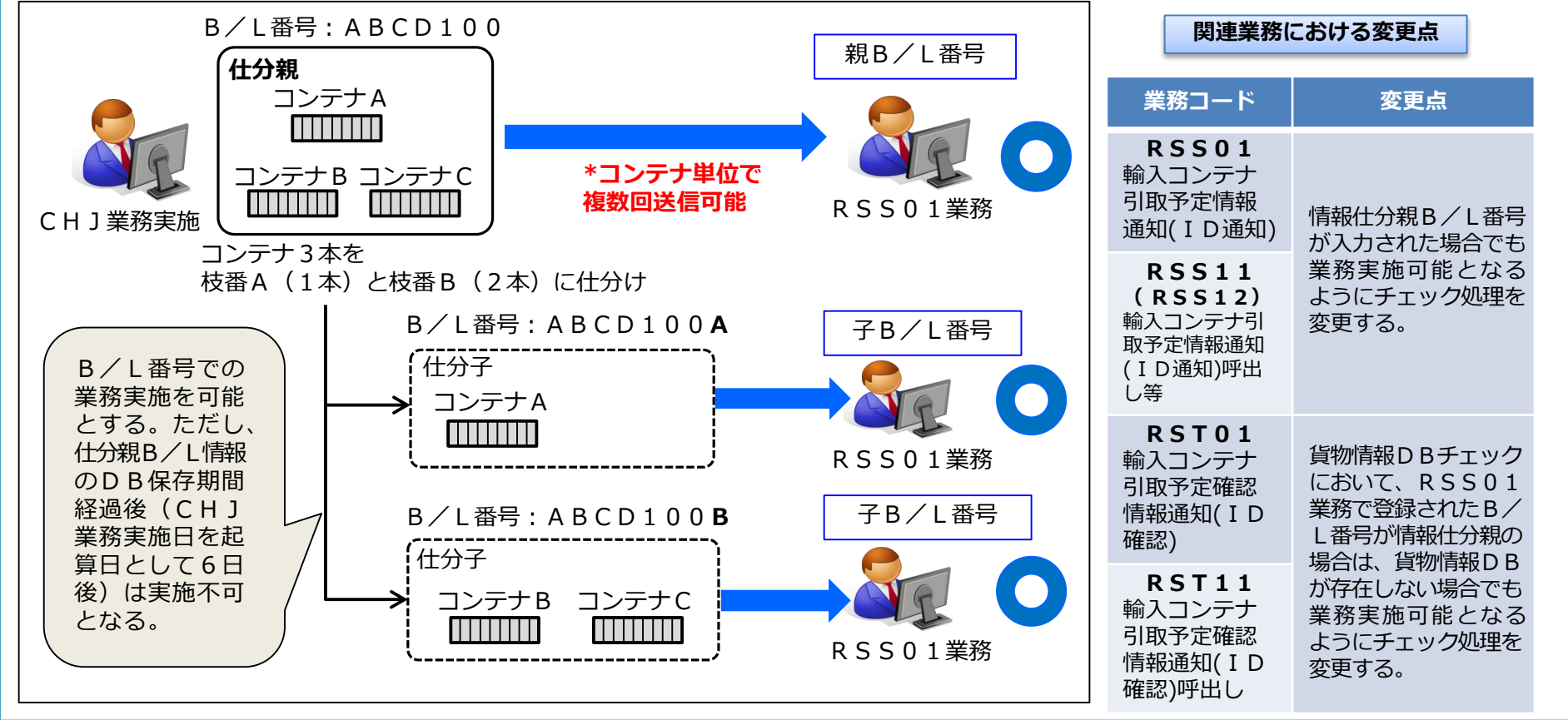
IX 詳細仕様検討結果

貨物	海上	第10回WG	基本 IV-6-他	B／L番号体系変更時のRSS01業務の実施可能化
----	----	--------	--------------	--------------------------

- 「貨物情報仕分け（CHJ）」業務実施後、B／L番号体系変更の場合でも、当初のB／L番号における「輸入コンテナ引取予定情報通知業務（RSS01）」業務を実施可能とする。

詳細仕様検討結果

CHJ 業務により登録された情報：仕分け親B／L番号と子B／L番号でRSS01業務及びRSS11業務を実施可能とする。



IX 詳細仕様検討結果

貨物	海上	第11回WG	基本 IV-6-他	ACL業務の見直し（1）
----	----	--------	--------------	--------------

- ACL業務について見直しを行い、必要な改善を実施する。

詳細仕様検討結果

項番	項 目	内 容					
1	A C L 業務の統廃合 及び名称変更	・ 現行A C L 0 1 及びA C L 0 2 は廃止し、現行A C L 0 3 を新A C L 0 1、現行A C L 0 4 を新A C L 0 2 とする。					
		・ 現行A C L 「船積確認事項登録」の業務名を「A C L 情報登録」に変更し、A C L 0 2 業務の業務名に「自動車船用」を追加する。（注：A C L = Acknowledgement of Cargo Loading）					
			現行業務名	第 6 次業務名			
		A C L 0 1	船積確認事項登録（コンテナ船用）	A C L 情報登録（コンテナ船用）			
		A C L 0 2	船積確認事項登録（在来船用）	A C L 情報登録（在来船・自動車船用）			
		A C L 1 1	船積確認事項登録呼出し	A C L 情報呼出し			
		A C L 1 2	船積確認事項登録（ハウス単位）呼出し	A C L 情報登録（ハウス単位）呼出し			
		I A L	船積情報照会	A C L 情報照会			
2	決済関連業務の廃止	・ 現行決済業務については、即時性が無いことが利用が進まない大きな課題となっており、現時点でこの解消手段はなく利用拡大は見込めないことから、次期においては、以下の決済業務を廃止する。					
		業務コード	業務名	業務コード	業務名	業務コード	業務名
		W B I	SWB 確定通知	P A S	支払選択登録	I W B	SWB 情報照会
		W B I 1 1	SWB 確定通知呼出し	P A S 1 1	支払選択登録呼出し	I I S	SWB 請求情報一覧照会
		W B S	SWB 情報通知	I I S	SWB 請求情報一覧照会		
		・ 決済関連業務の廃止に伴い、A C L 業務の関連項目の「電子決済希望識別」欄、「請求先」欄及び「請求先名」欄を削除する。					
		・ Sea Waybill 発行機能についても、決済機能の利用を前提としていることから上記廃止に伴い関連項目の「出力先」欄、「出力先名」欄を削除する。					

IX 詳細仕様検討結果

貨物	海上	第11回WG	基本 IV-6-他	A C L 業務の見直し（2）
----	----	--------	--------------	-----------------

詳細仕様検討結果

項番	項 目	内 容
3	プログラム変更要望	・ A C L 業務に対するプログラム変更要望のうち、要望が多かった項目について見直しを実施する。 詳細は、次表のとおり。

	業務コード	プログラム変更要望	詳細仕様
1	A C L	共通部のグロス重量／容積と繰返部（C L P）の各コンテナの重量／容積のチェック機能を追加してほしい。	共通部の合計グロス重量／容積と、繰返部（C L P）の各コンテナの重量／容積の合計を比較し不一致の場合はワーニング対応とする。
2		現行では、船会社／N V O C C 欄のほかに 3 欄ある通知先欄を増やしてほしい。また、通知先として C Y ・ C S F 欄を独立した入力項目としてほしい。	通知先を船会社／N V O C C 欄、C Y ／C F S 欄及びその他の通知先 3 欄の 5 欄の構成とする。
3		A C L 業務を実施した者が分かるようにしてほしい。	「担当者名」「担当者電話番号」の入力欄を追加し、A C L 業務を実施した会社名を新たに出力する。
4		記号番号欄のレイアウト（現行35桁×4行（繰返90））を変更してほしい。	記号番号欄について、35桁×20行（繰返18）の構成に変更する。
5		船会社が発行するMaster B／L No.を記載出来る欄を増やしてほしい。	Master B／L No. 欄の入力欄を追加する。
6		着荷通知先住所電話番号、荷受人住所電話番号の欄は105桁であるため、桁数を増やしてほしい。	荷送人、荷受人、着荷通知先の住所・電話番号欄について現行の105桁に70桁を追加し175桁とする。
7		シール番号欄を 4 欄にしてほしい。	シール番号欄を 1 欄追加し 4 欄に変更する。
8		内個数を10個くらいに増やしてほしい。	内個数の入力欄を追加し10欄とする。

IX 詳細仕様検討結果

貨物	海上	第11回WG	基本 IV-6-他	ACL業務の見直し（3）
----	----	--------	--------------	--------------

詳細仕様検討結果

	業務コード	プログラム変更要望	詳細仕様
9	ACL	記号番号欄及び品名欄に「SEE ATTACHED SHEET」と入力された場合、エラーまたは注意喚起メッセージ出してほしい。	エラーまたは注意喚起メッセージによる対応はせず、記号番号欄、品名欄に2欄以上入力があった場合の出力メッセージを「SEE ANOTHER ACL DATA」に変更する。
10		送信後の印刷でも、通知先を表示してほしい。	出力帳票に通知先を追加する。
11		「記事」欄の桁数を増やしてほしい。	「記事」欄の桁数を280桁から350桁に拡大する。
12		ACL02業務の「車台番号」、「エンジン番号」の欄数を増やしてほしい。	ACL02業務の「車台番号」、「エンジン番号」の欄数を150欄から400欄に変更する。
13	IAL	「船積情報照会（IAL）」業務の照会結果に、ACL業務の送信履歴を出力してほしい。	送信履歴を5件出力する。
14		IAL業務による照会結果に、通知先コード1、2が表示されない ので、出力してほしい。また、ACL仮登録でも照会が可能となる ようにし、仮登録状態か本登録状態か、取り消し状態かを区別でき るようにしてほしい。	出力情報に通知先と登録の区分を追加する。 また、ACL仮登録状態でも仮登録者からの照会を可能とする。

IX 詳細仕様検討結果

貨物	海上	第11回 第17回	WG	基本 IV-6-他	C Y 搬出入業務の改善（1）
----	----	--------------	----	--------------	-----------------

- C Y 搬出入業務について見直しを行い、必要な改善を実施する。

詳細仕様検討結果

項番	項 目	内 容																													
1	業務フローの確認 及び利用実態	・ 現行業務フローについては、基本的に問題は無いことが確認され、以下について改めて合意した。 ① 第6次N A C C Sにおいても、現行フローを踏襲することを原則とする。 なお、入出力項目の見直しについては、多数の意見が提出されたが、C YのT O S (注) 改修等への影響を考慮し、必要最低限の見直しとする。 ② 荷主等による船会社等に対する船腹予約業務を新たにシステム化し、「B K R (ブッキング情報登録) 業務」での利用を可能とする。 (注) TOS : Terminal Operation System																													
2	デマレッジ等の 決済業務	・ 現行決済業務については、即時性が無いことが大きな課題となっており、現時点では現行以上の決済機能を提供することは難しい状況にあることから、現行のままで利用拡大は見込めない。 このため、次期においては次のオンライン業務及び管理資料「電子決済入金予定データ」を廃止する。 <table><tr><th>業務コード</th><th>業 務 名</th><th>業務コード</th><th>業 務 名</th><th>業務コード</th><th>業 務 名</th></tr><tr><td>A C T</td><td>請求情報登録</td><td>P A S</td><td>支払選択登録</td><td>I A I</td><td>請求情報一覧照会</td></tr><tr><td>A C T 1 1</td><td>請求情報登録呼出し</td><td>P A S 1 1</td><td>支払選択登録呼出し</td><td>I A T</td><td>請求情報照会</td></tr><tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td>I P S</td><td>電子決済情報照会</td></tr></table>						業務コード	業 務 名	業務コード	業 務 名	業務コード	業 務 名	A C T	請求情報登録	P A S	支払選択登録	I A I	請求情報一覧照会	A C T 1 1	請求情報登録呼出し	P A S 1 1	支払選択登録呼出し	I A T	請求情報照会					I P S	電子決済情報照会
業務コード	業 務 名	業務コード	業 務 名	業務コード	業 務 名																										
A C T	請求情報登録	P A S	支払選択登録	I A I	請求情報一覧照会																										
A C T 1 1	請求情報登録呼出し	P A S 1 1	支払選択登録呼出し	I A T	請求情報照会																										
				I P S	電子決済情報照会																										
3	W e b N A C C S 対象業務	・ C Y搬出入業務では、以下の業務を W e b N A C C Sにより提供しているが、決済業務自体の廃止、また、各業務の利用実態等を踏まえて、次期においてはW e b N A C C Sでの提供を廃止する。 <table><tr><th>業務コード</th><th>業 務 名</th><th>業務コード</th><th>業 務 名</th><th>業務コード</th><th>業 務 名</th></tr><tr><td>P U L</td><td>空コンテナピックアップ一覧作成</td><td>P A S</td><td>支払選択登録</td><td>I A T</td><td>請求情報照会</td></tr><tr><td>P C D</td><td>空コンテナ引渡情報登録</td><td>P A S 1 1</td><td>支払選択登録呼出し</td><td>I P S</td><td>電子決済情報照会</td></tr><tr><td>I P U</td><td>ピックアップオーダー照会</td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr></table>						業務コード	業 務 名	業務コード	業 務 名	業務コード	業 務 名	P U L	空コンテナピックアップ一覧作成	P A S	支払選択登録	I A T	請求情報照会	P C D	空コンテナ引渡情報登録	P A S 1 1	支払選択登録呼出し	I P S	電子決済情報照会	I P U	ピックアップオーダー照会				
業務コード	業 務 名	業務コード	業 務 名	業務コード	業 務 名																										
P U L	空コンテナピックアップ一覧作成	P A S	支払選択登録	I A T	請求情報照会																										
P C D	空コンテナ引渡情報登録	P A S 1 1	支払選択登録呼出し	I P S	電子決済情報照会																										
I P U	ピックアップオーダー照会																														

貨物	海上	第11回 第17回	WG	基本 IV-6-他	C Y搬出入業務の改善（2）
----	----	--------------	----	--------------	----------------

詳細仕様検討結果

4. プログラム変更について（1）

業 務 名	概 要
空コンテナピックアップ登録（PUR） 空コンテナピックアップ変更（PUH）	<u>1. 入力項目の追加</u>： ① 「湿度（数字2桁）」 ② 「通知先（英数字5桁）」※ ※ 通知先コード欄に入力がある場合は、空コンテナピックアップオーダー申込先、又は、ピックアップ先利用者に出力される出力情報を、通知先コード欄の利用者に対して送信する機能を追加する（次項目において同じ）。 <u>2. チェック機能の見直し</u>： 現在、PUR業務で入力した内容とブッキング情報の内容に差異がある場合は、注意喚起メッセージ及びブッキング・ピックアップオーダー差異通知情報を出力しているが、当該差異チェックの対象項目のうち、以下の11項目はチェック対象外に変更する。 ① 冷凍コンテナブレーキング要表示 ② 設定温度（上限） ③ 設定温度 ④ 設定温度（下限） ⑤ 温度単位コード ⑥ 通風孔 ⑦ 海洋汚染物質有表示 ⑧ 少量/微量危険物有表示 ⑨ I M O C L A S S ⑩ U N N o . ⑪ P K G G R O U P ※ ブッキング・ピックアップオーダー差異通知情報（SAT084）の出力項目より対象外となった上記項目を削除。
空コンテナピックアップ回答（PUA）	<u>1. 入力項目の見直し</u> （1）項目追加： ①「湿度（数字2桁）」 ②「搬入予定先CY名（日本語30桁）」 （2）桁数変更：「記事（申込者返信用／ピックアップ先連絡用）」⇒ 日本語140桁から同400桁に変更 （3）項目削除：「空コンテナピックアップオーダー情報訂正識別」欄を削除 ⇒ 同欄削除に伴い、PUA業務で入力された内容で空コンテナピックアップオーダー情報を上書き訂正する。 <u>2. 送信電文形式の変更</u> PUA業務の回答結果をPUR実施者に出力する以下の電文について、EXC型からEXZ型に変更する。 ①空コンテナ搬出確認情報（SAT089） ②空コンテナ搬出確認訂正情報（SAT090） ③空コンテナ搬出確認訂正（詳細）情報（SAT091） ④空コンテナピックアップ回答情報（SAT095） ⑤空コンテナピックアップオーダー・回答取消情報（SAT133）

貨物	海上	第11回 第17回	WG	基本 IV-6-他	C Y搬出入業務の改善（3）
----	----	--------------	----	--------------	----------------

詳細仕様検討結果

4. プログラム変更について（2）

業 務 名	概 要
空コンテナ引渡情報登録（PCD）	1. <u>入力項目の追加</u>：① 「シールNo」（6回繰返し） ⇒ 同欄の追加に伴い、機器受渡証（EIR）情報（SAT099）のフォームも併せて変更する。 2. <u>引渡日時の未来日入力可能化</u>：PCD業務における入力項目である「引渡年月日」欄について、現行では、未来日の入力は不可としているが、次期においては、未来日についても入力を可能とするように変更する。 （事前に機器受渡証（EIR：Equipment Interchange Receipt）を発行することが可能となる。）
C Y搬入票情報登録（CYH）	CYH業務で入力する「総重量」と「コンテナ自重と貨物重量の合計値」との一致チェックを行い、一致しない場合は、「不一致である」旨の注意喚起メッセージを新たに出力するよう変更する。 なお、入力された「コンテナ自重と貨物重量の合計値」は、総重量の単位に変換のうえチェックを行う。ただし、「コンテナ自重」と「貨物重量」のいずれかの項目に入力がない場合は、一致チェックの対象外とする。
バンニング・C Y搬入票情報登録（VAH）	VAH業務で入力する「総重量」と「コンテナ自重および欄部のコンテナ重量の合計値」との一致チェックを行い、一致しない場合は、「不一致である」旨の注意喚起メッセージを新たに出力するよう変更する。 なお、「コンテナ自重および欄部のコンテナ自重の合計値」は、コンテナ自重および欄部のコンテナ重量を入力された総重量の単位に変換し総重量を算出のうえ、チェックする。
ブッキング情報登録（BKR）	入力された「積出港C Yの利用者」及び「荷受地C Yの利用者」へ送信されるブッキング情報登録通知情報について、C Y側で受信要否の設定を可能とする機能を追加する。 船腹予約業務のシステム化に際し、にBRR業務で払い出される「ブッキング申込番号」を追加する。
ブッキング情報変更登録（BKC）	BRR業務で払い出される「ブッキング申込番号」および船腹予約NG回答処理の追加に伴い、「記事（ブッキングNG用）」欄（210桁）を追加する。 また、現在BKC業務によってコンテナサイズ、コンテナタイプのブッキング情報訂正を行うと、空コンテナピックアップDBが無効となるが、PUR業務実施者およびピックアップオーダー申込先（C Y）に「ブッキング情報取消通知情報」等の通知がないため、PUR／PUA業務が無効となった旨を新規帳票等でピックアップオーダー関係者に通知する。 （詳細は次頁のとおり）

注：「ブッキング一覧照会（IBL）」業務の改善については、実施を見送る（現在の利用状況下において、BCC業務等の改善が行われても自社システムで対応することは困難という意見が大勢であることを踏まえ、更改時期における対応は実施しない。）。

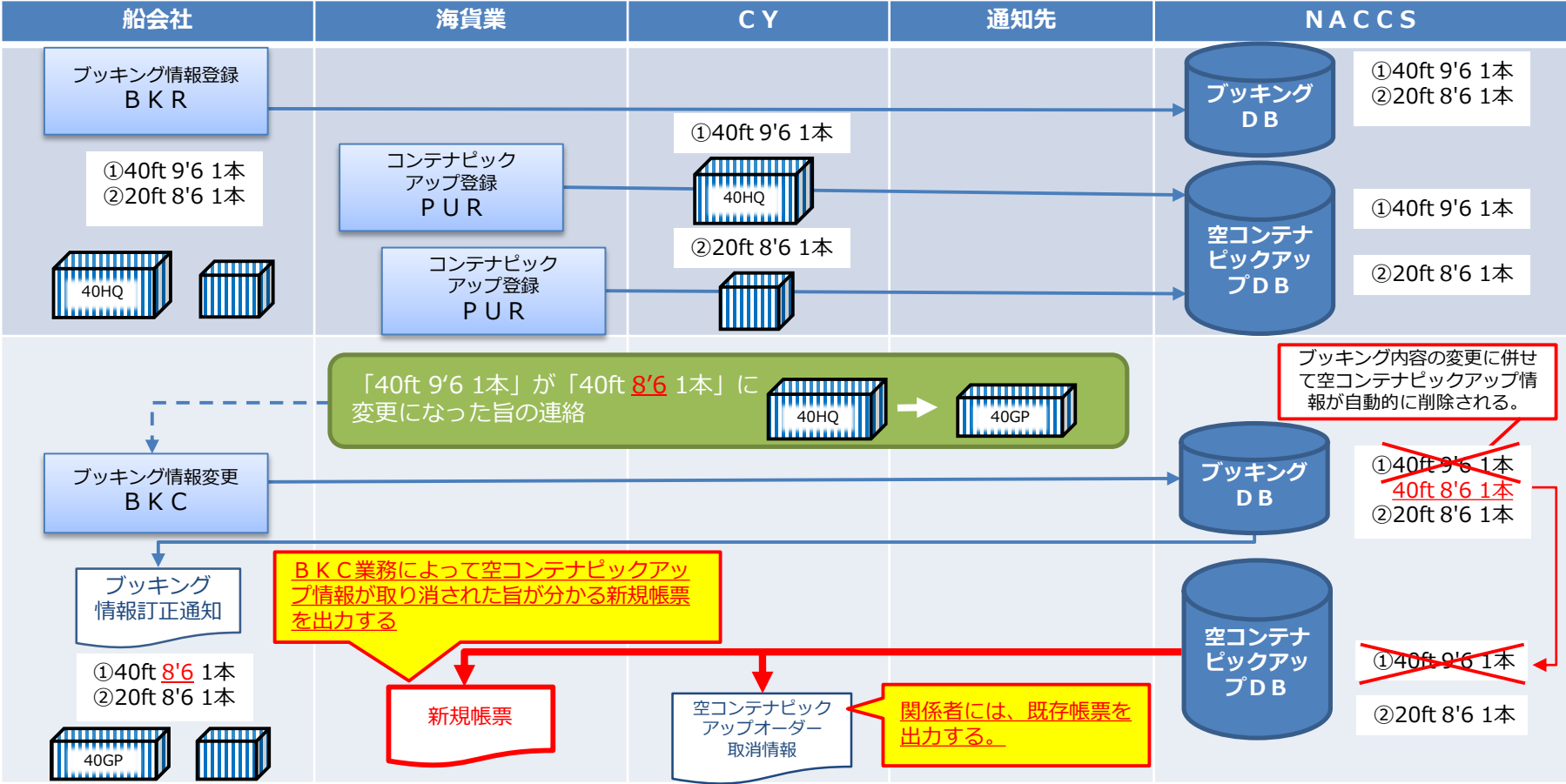
IX 詳細仕様検討結果

貨物	海上	第11回 第17回	WG	基本 IV-6-他	C Y 搬出入業務の改善（4）
----	----	--------------	----	--------------	-----------------

詳細仕様検討結果

4. プログラム変更について（3）

既存の「空コンテナピックアップオーダー取消情報（SAT087）」と同等の情報に「BKC業務によって空コンテナピックアップDBが取り消された。必要に応じて再度PUR業務を実施する。」旨を記載した新規帳票をPUR業務実施者へ出力し、併せて既存の「空コンテナピックアップオーダー取消情報（SAT087）」を関係者（申込先CY等）に出力する。



IX 詳細仕様検討結果

貨物	海上	第11回 第17回 第18回 WG 第20回 第21回	基本 IV-5-1(6)	危険物明細書のシステム化（１）
----	----	---	-----------------	-----------------

- 危険物明細書のシステム化を検討する。

詳細仕様検討結果

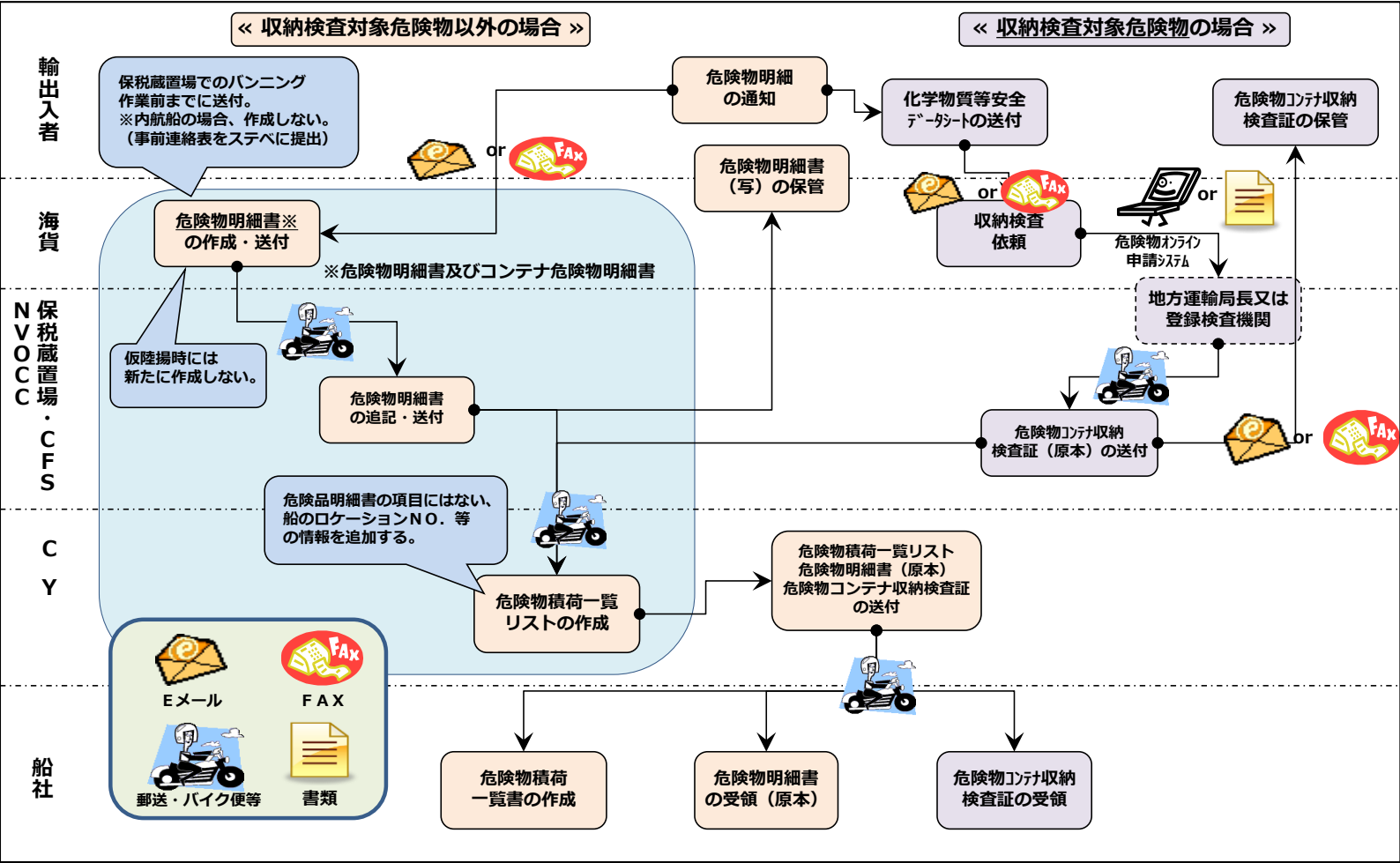
項番	項目	内 容
1	主な検討課題	危険物明細書のシステム化を検討
2	検討概要	1. 危険物明細書（通称：赤紙） 危険物の運送を依頼する者（荷送人）とその運送を引き受ける者（運送人：船舶所有者又は船長）の間に締結される運送契約の対象となる危険物の明細を運送人に通知するとともに、荷送人が運送を依頼した危険物が関係規則に適合していることを運送人に対し証明するための書類である。 2. 検討内容 現在、上記「危険物明細書」については、マニュアル（紙）ベースでの運用が行われているが、第6次NACCSにおいてシステム化を図り、業務の効率化等を実現する。
3	検討結果	1. 「危険物明細書」作成のための新規業務を提供する。 2. 前記1で作成される「危険物明細書」情報を利用して「危険物積荷一覧リスト」の作成を可能とする。 3. 「危険物明細書」情報を流用して、「危険物・有害物事前連絡表」（通称：白紙）の作成を可能とする（危険物・有害物事前連絡表の既存様式（ブランク）への印字）。

IX 詳細仕様検討結果

貨物	海上	第11回 第17回 第18回 WG 第20回 第21回	基本 IV-5-1(6)	危険物明細書のシステム化（2）
----	----	---	-----------------	-----------------

詳細仕様検討結果

現状における危険物明細書の作成フローについて

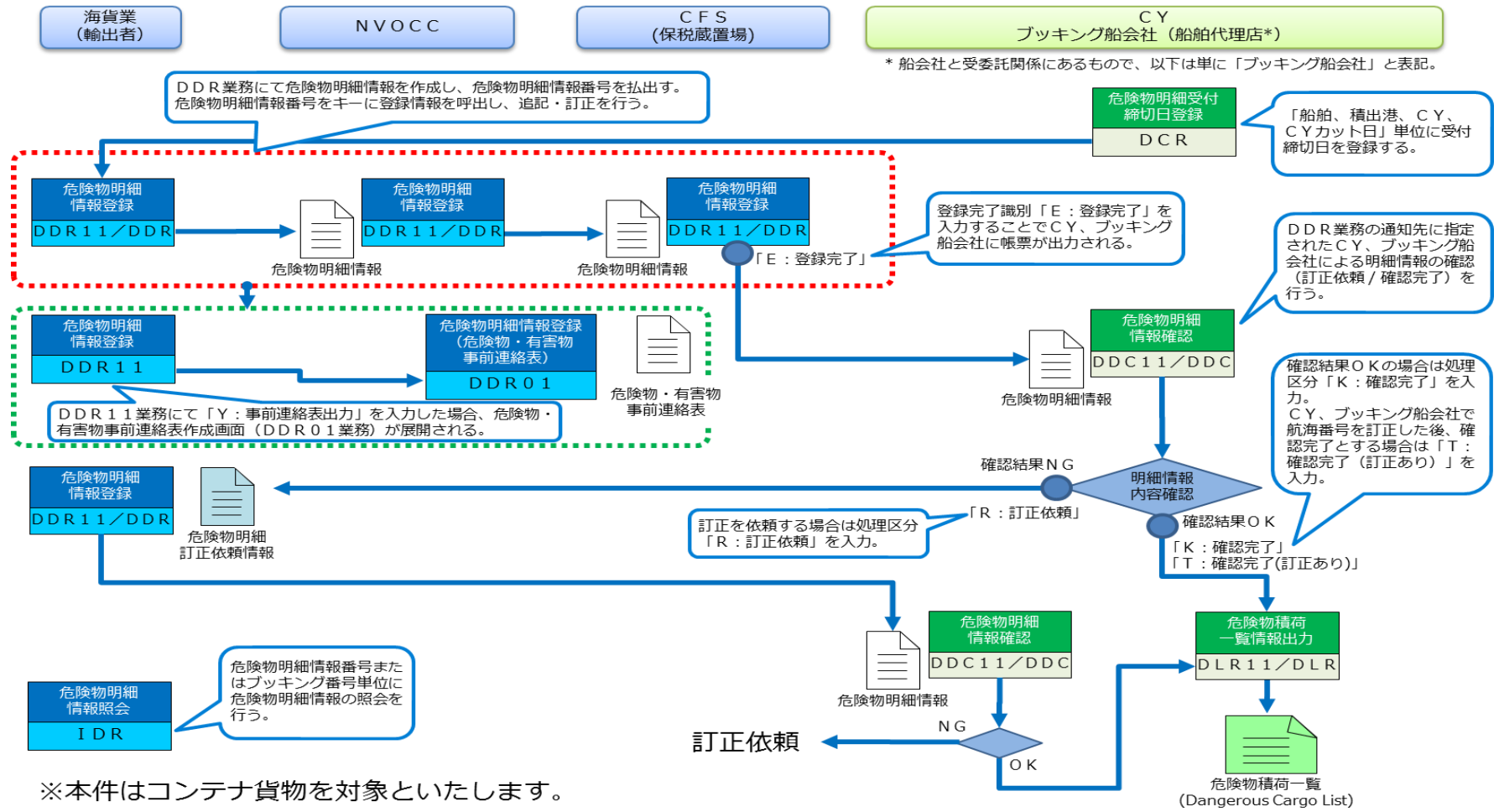


IX 詳細仕様検討結果

貨物	海上	第11回 第17回 第18回 WG 第20回 第21回	基本 IV-5-1(6)	危険物明細書のシステム化（3）
----	----	---	-----------------	-----------------

詳細仕様検討結果

システム化フロー（案）



※本件はコンテナ貨物を対象といたします。

IX 詳細仕様検討結果

貨物	海上	第11回 第17回 第18回 WG 第20回 第21回	基本 IV-5-1(6)	危険物明細書のシステム化（４）
----	----	---	-----------------	-----------------

詳細仕様検討結果

1. 新規業務

業 務コード	業 務 名	業 務 概 要	入 力 者
DDR	危険物明細情報登録	危険物明細情報の登録・訂正・取消しを行う。	輸出入者、海貨業、 NVOCC、保税蔵置場
DDR01	危険物明細情報登録 (危険物・有害物事前連絡表)	入力された内容に基づいて「危険物・有害物事前連絡表」の書式に合わせて印字可能となる情報を出力する。	同上
DDR11	危険物明細情報登録呼出し	新規登録・訂正・削除のために、システムに登録された情報を呼び出す。	同上
DDC	危険物明細情報確認	システムに登録された危険物明細情報を確認または訂正依頼を行う。本業務において確認完了された場合は、DDR業務不可となる。	CY、船舶代理店、船会社
DDC11	危険物明細情報確認呼出し	「訂正依頼」・「確認完了」のために、システムに登録された情報を呼び出す。	同上
DCR	危険物明細受付締切日登録	危険物明細情報の登録受付締切日時を設定することにより、登録受付締切日時以降はDDR業務による登録・訂正・削除を実施不可とする。	同上
DCR11	危険物明細受付締切日呼出し・照会	新規登録・訂正・削除のために、システムに登録された情報を呼び出す。	CY、船舶代理店、船会社、 輸出入者(*）、NVOCC(*）、 海貨業(*）、保税蔵置場(*） (*): 照会のみ可能
IDR	危険物明細情報照会	システムに登録された危険物明細情報を照会する。	輸出入者、海貨業、 NVOCC、保税蔵置場、 CY、船舶代理店、船会社
DLR	危険物積荷一覧情報出力	「登録完了」した危険物明細情報を対象として危険物積荷一覧情報を登録し、Dangerous Cargo List帳票を入力者に出力する。	NVOCC、CY、 船舶代理店、船会社
DLR11	危険物積荷一覧情報呼出し	新規登録・訂正・削除のために、システムに登録された情報を呼び出す。	同上

貨物	海上	第11回 第17回 第18回 WG 第20回 第21回	基本 IV-5-1(6)	危険物明細書のシステム化（５）
----	----	---	-----------------	-----------------

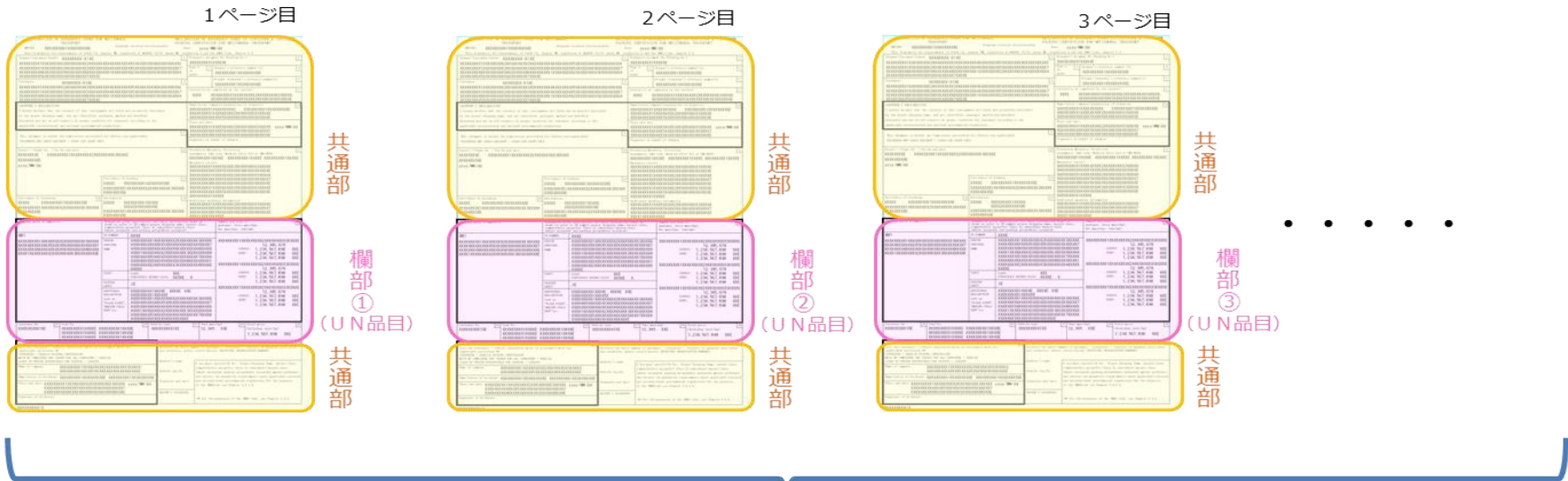
詳細仕様検討結果

危険物明細登録情報の出力内容

背景

危険物明細書の一部項目（応急処置、保護具等）はU N品目に対してそれぞれ記入する必要があるため、欄部として表示させる必要があるが、現在、運用で使用されている危険物明細書のフォーマット上では共通部に該当する箇所では定められている。
現行の危険物明細書のフォーマットが大きく変更となるため、従来通り、1 U N品目あたり1 ページで出力する仕様とする。

<危険物明細書出力イメージ>



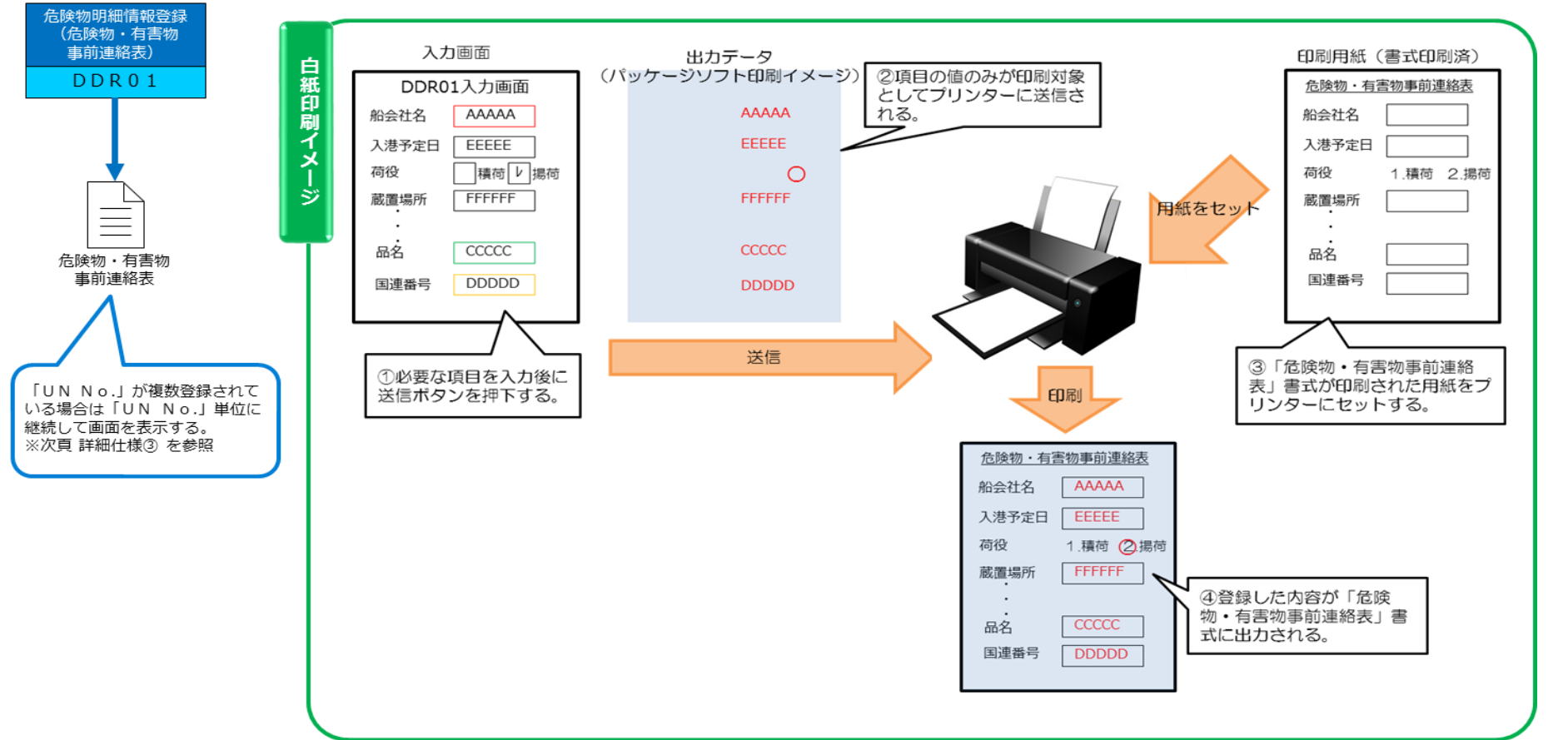
留意事項

ページは複数ページにおよぶが、電文としては1 電文で出力される。

貨物	海上	第11回 第17回 第18回 WG 第20回 第21回	基本 IV-5-1(6)	危険物明細書のシステム化（6）
----	----	---	-----------------	-----------------

詳細仕様検討結果

「危険物・有害物事前連絡表」（白紙）印刷イメージ

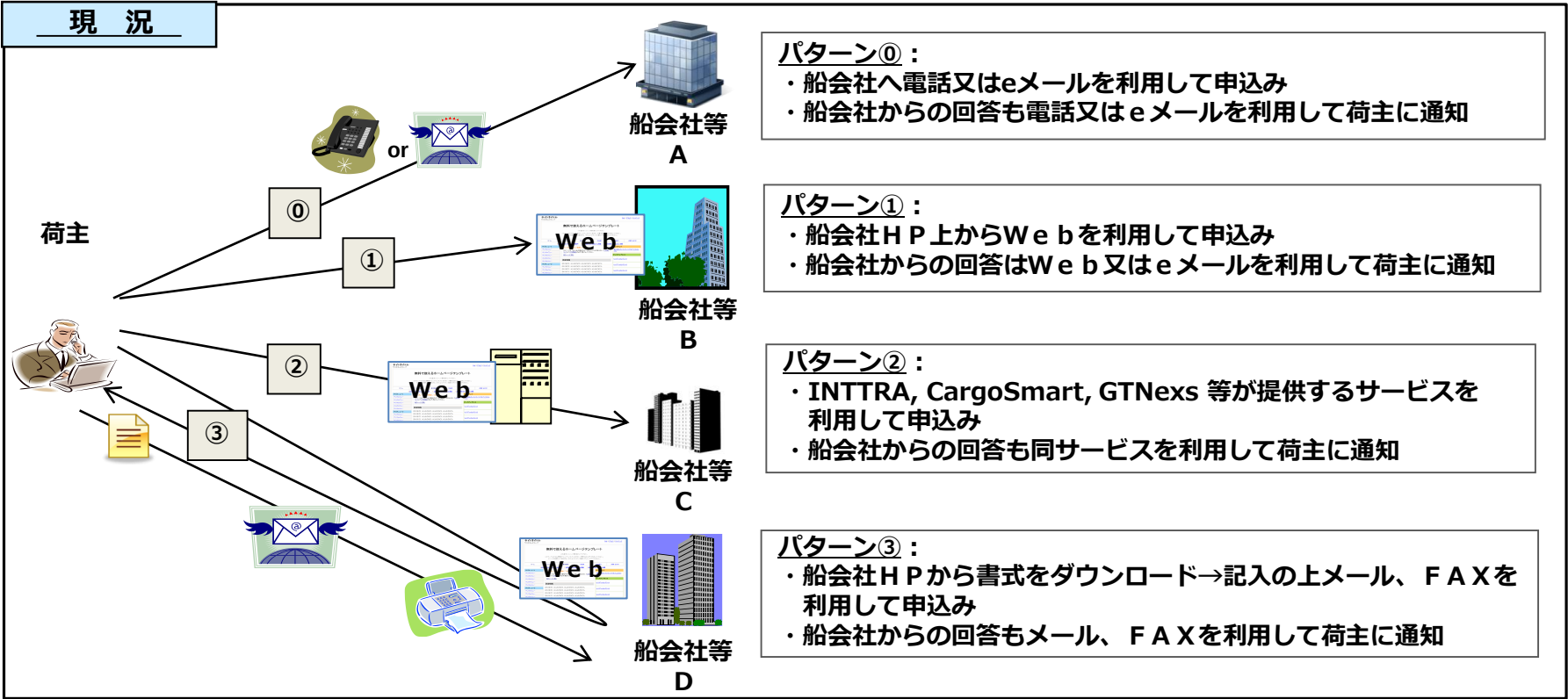


貨物	海上	第17回 第18回 WG 第20回	基本 IV-6-他	船腹予約業務のシステム化（1）
----	----	-------------------------	--------------	-----------------

・ 現在、荷主等から船会社（NVOCC）に対する船腹予約（ブッキング）業務はNACCSの対象外となっているが、第6次NACCSにおいて、システム化を実施する。

詳細仕様検討結果

1. 船腹予約の現況



貨物	海上	第17回 第18回 WG 第20回	基本 IV-6-他	船腹予約業務のシステム化（２）
----	----	-------------------------	--------------	-----------------

詳細仕様検討結果

2. 船腹予約業務（新設）の開発に係る基本的な考え方

船腹予約（ブッキング）業務のシステム化については、CY搬出入サブWGにおける検討の中で、『「ブッキング情報登録（BK R）」業務や「船積指図書（S / I）情報登録（S I R）」業務等の情報連携、ブッキングフォーマットの統一化による荷主等の事務負担の軽減等が図れる』として提案されたものである。当該提案を踏まえ、これまでのWGにおいて検討・整理された基本的な考え方は以下のとおりとなっている。

利用 者	現状と新規業務への想定されるニーズ
1. 船 会 社	・ 自社やSPのホームページ、荷主とのシステム間接続（EDI）によりe - b o o k i n g を提供しているが利用は拡大していない。 ※ e - b o o k i n g の窓口が増えても、全体の利用率を上げたい（外船では本社の意向あり）。 ・ 荷主との間で事前に包括運送契約（コントラクト）を締結し、船積みの都度、船腹予約を受けるのが通常。 ※ 契約締結者の場合、貨物の内容・運搬先・航路等は経験上で承知しており、タイミングとロットのサイズだけを変更／確定することが多い。 ※ 上記のような荷主とのやり取りは、電話・e-mail・F a x が 大 宗。 ・ 一見客は、r a t i n g など料金算定が必要となる等、e - b o o k i n g に馴染まない。
2. 荷 主	・ 自社システムで船腹予約状況を管理する社では、取引船会社毎にEDI接続を構築する必要がありシステム構築が煩雑、船会社の選択を広げ難い。 ※ 自社システムと各船会社を接続する共通の通信インフラがあれば利用したい。 ・ 自社でシステム開発せずe-mailの再利用等をしている社も、過去情報の再利用、複数の船会社に対し同一操作で船腹予約、予約情報の保存が可能。 ・ 海貨業者（フォワーダー）も一般荷主と同じ立場（包括運送契約を締結後、個別運送毎に船積み本船・日付、コンテナ本数を予約）。 ※ 予約は電話・F a x 等が大宗。

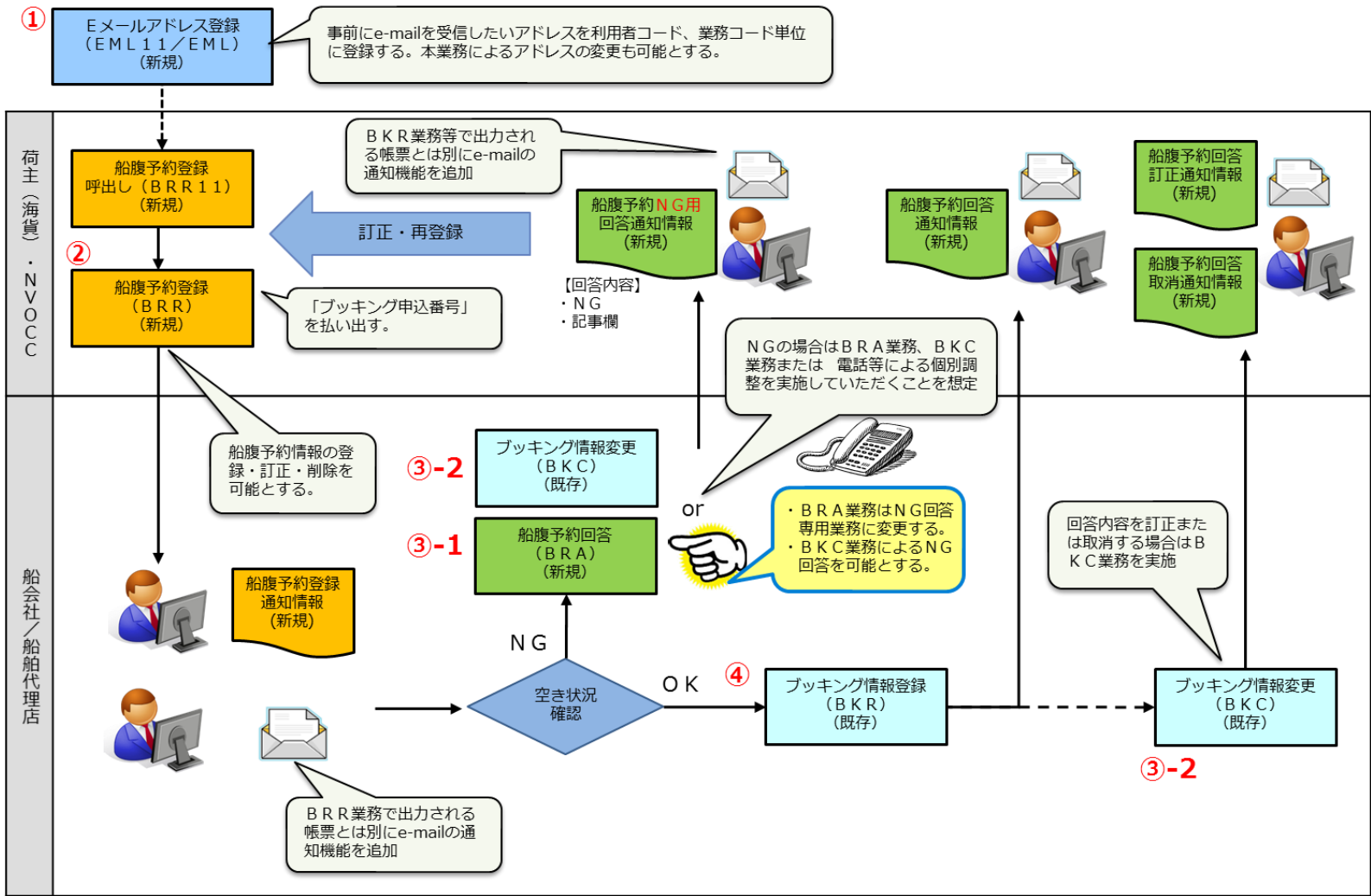
検討結果

新業務は、事前に包括運送契約を締結している**荷主、海貨業者およびNVOCCと、船会社**（主に自社システム保有）と**の間**での個別運送時のコンテナ貨物の船腹予約をEDI化することを開発の標的とする。

IX 詳細仕様検討結果				
貨物	海上	第17回 第18回 第20回	WG	基本 IV-6-他
船腹予約業務のシステム化（3）				

詳細仕様検討結果

3. 業務フロー



IX 詳細仕様検討結果

貨物	海上	第17回 第18回 WG 第20回	基本 IV-6-他	船腹予約業務のシステム化（4）
----	----	-------------------------	--------------	-----------------

詳細仕様検討結果

4. 業務概要

項番	業 務 名	業 務 概 要
①	【新規】 Eメールアドレス登録 (EML)	・ B R R業務実施時に出力する「船腹予約登録通知情報」等の通知メールのメール送信先として、船会社等が 利用者コード、業務コード単位に最大 5 送信先分のe-mailアドレスを登録する。 ・ B R R業務で入力するメール送信先のe-mailアドレスを事前に登録することにより、B R R 11業務での呼出しを可能とする。 ・ 本業務では登録済みのアドレスの訂正も可能とする。
	【新規】 Eメールアドレス登録呼出し (EML 1 1)	・ 利用者コード単位に E M L 業務で登録したe-mailアドレスの情報を呼び出す。
②	【新規】 船腹予約登録 (B R R)	・ 荷主、N V O C C等が、船会社に対して船腹予約を行うための業務。 ・ 新規登録時には「ブッキング申込番号」が払い出される。 ・ 入力者と船腹予約の申し込み先（船会社等）には、「船腹予約登録通知情報」が出力される。 なお、事前に船会社等が E M L 業務でメールアドレスを登録している場合（前記①）は、N A C C Sの出力 情報とは別にe-mailでも予約情報が配信される。 ・ 本業務では、登録済みの船腹予約情報の訂正・取り消しも可能とする。 ・ 本業務は、e b M S処理方式の対象とする。 ・ 船腹予約登録通知情報は E D I F A C T 対応とする。
	【新規】 船腹予約登録呼出し (B R R 1 1)	・ ブッキング申込番号をキーにして船腹予約情報を呼び出す。 ・ 利用者コードをキーとして、E M L 業務で登録した船腹予約回答時の通知先メールアドレス情報を B R R 画面に呼び出す。
③-1	【新規】 船腹予約回答 (B R A)	・ 荷主等からの船腹予約に対し、予約は受けられない旨 (N G) を回答するための業務。 ・ B R R業務で登録されたメールアドレス宛にe-mailによる船腹予約 N G 回答の通知を行う。 ・ 本業務は、E D I F A C T 対応とする。
③-2	【既存】 ブッキング情報変更 (B K C)	・ B R R業務に対する N G 回答を B K C 業務でも実施可能とする変更を行う（ブッキング申込番号、記事欄のみ入力）。 ・ B R R業務で登録されたメールアドレス宛にe-mailによる船腹予約 N G 回答等の通知を行う。 ・ B K R 後に船腹予約の回答を変更する場合も本業務を利用する。
④	【既存】 ブッキング情報登録 (B K R)	・ B K R業務の入力項目に「ブッキング申込番号」欄を追加する。 ・ 船腹予約にかかる回答通知帳票を荷主宛てに出力する。なお、荷主等が B R R業務でメールアドレスを登録している場合は、N A C C Sの出力情報とは別にe-mailでも回答情報が配信される。

貨物	海上	第17回 第18回 第20回	WG	基本 IV-6-他	船腹予約業務のシステム化（5）
----	----	----------------------	----	--------------	-----------------

詳細仕様検討結果

5. e-mail機能の概要



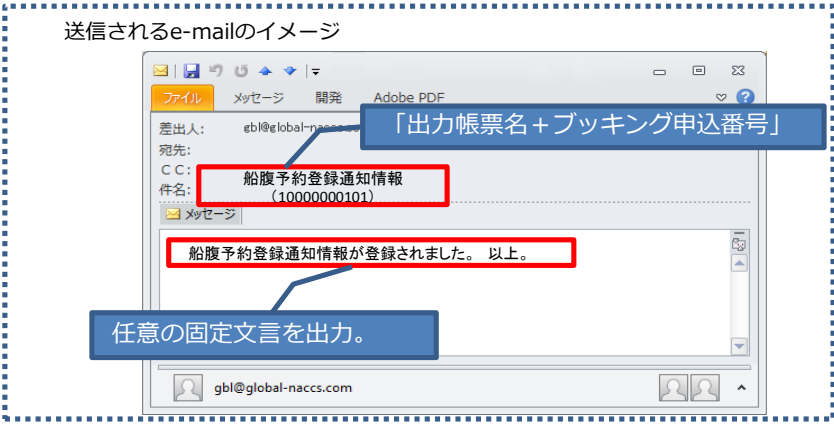
＜船会社／船舶代理店宛てに予約情報がe-mailで送信されるフロー＞

- ① 船会社等はEML業務でメールアドレスを事前に登録。
- ② BRR業務が行われた場合、EML業務での登録内容を参照して船会社等が指定したメールアドレス宛てにe-mail（船腹予約が行われた旨）が送信される。



＜荷主宛てに予約回答情報がe-mailで送信されるフロー＞

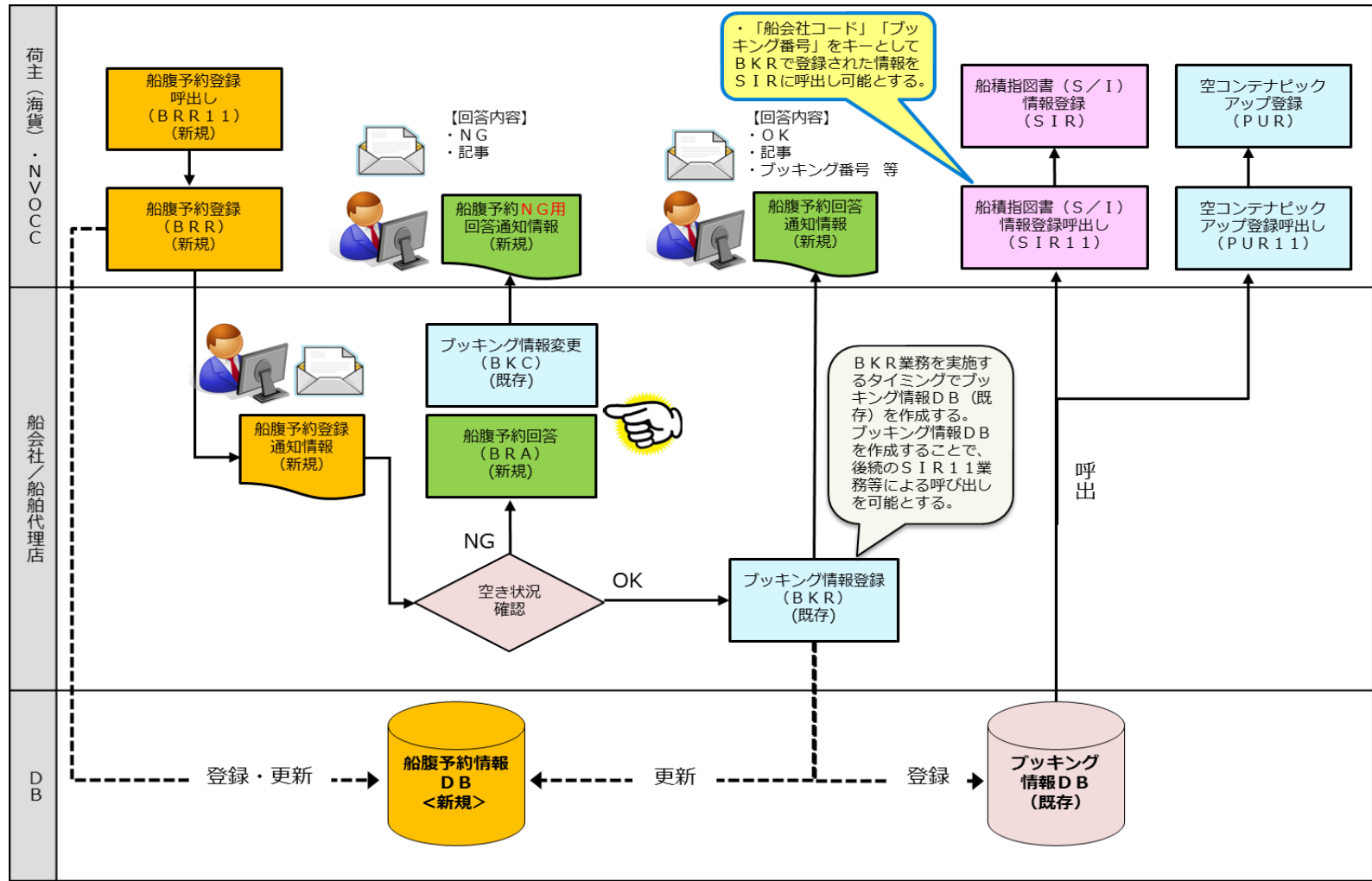
- ① BRR業務において以下のいずれかの方法でメールアドレスを登録する。
 - a. 画面に直接メールアドレスを入力する。
 - b. EML業務で事前に登録したメールアドレスを、BRR 11業務で呼び出して自動補完する。
- ② BKR業務等が行われた場合、BRR業務での荷主が指定したメールアドレス宛てにe-mail（船腹予約の回答結果）が送信される。



貨物	海上	第17回 第18回 WG 第20回	基本 IV-6-他	船腹予約業務のシステム化（6）
----	----	-------------------------	--------------	-----------------

詳細仕様検討結果

6. S I R業務におけるブッキング情報の活用について



IX 詳細仕様検討結果

共通	海上	第11回 第17回 WG	基本 V-3	港湾統計データの配信方法変更（1）
----	----	-----------------	-----------	-------------------

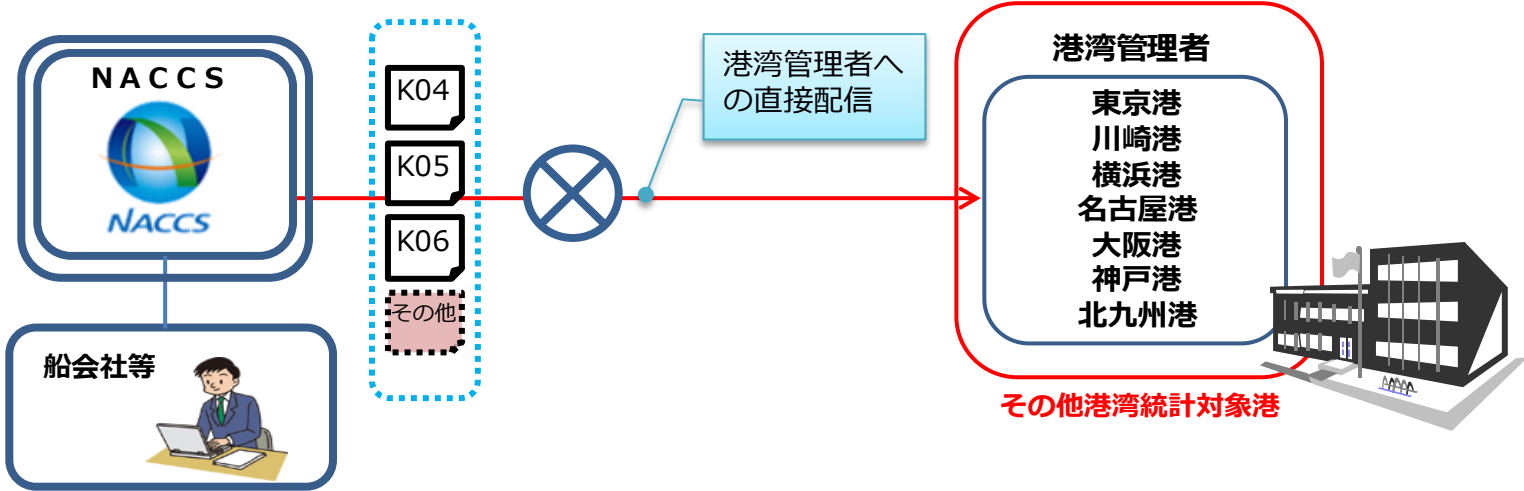
- ・ 一般財団法人みなと総合研究財団（WAVE）経由で港湾管理者に提供している「港湾統計作成用データ」について、NACCSから直接港湾管理者に提供する形式にする。

詳細仕様検討結果

- <現状>
- ・ 船会社等がNACCSへ登録したデータを基に、港湾統計作成用データとして管理資料情報（「K04 輸入貨物データ」「K05 輸出貨物データ」「K06 仮陸揚貨物データ」）を作成している。
 - ・ 上記資料は、関係者の同意を得て、「みなと総合研究財団（WAVE）」経由で港湾管理者（7港湾）へ提供している。



- ① 港湾統計用データの提供方法について、港湾管理者に対し直接提供する方法を採用する。
- ② 港湾統計作成用データの収集条件等の見直しを行い、データの精度向上の検討を行う。（次頁の見直しを実施）



IX 詳細仕様検討結果

共通	海上	第11回 第17回	WG	基本 V-3	港湾統計データの配信方法変更（2）
----	----	--------------	----	-----------	-------------------

詳細仕様検討結果

課 題	要望の概要	検討結果	可否	WG
1. 貨物量の桁ずれ	「輸入貨物情報訂正（S A I）」業務等によって訂正された情報は港湾統計データに反映していない。	S A I 業務等の貨物訂正業務を実施した際、当該訂正内容を管理資料に反映する。	○	第11回
2. 品目の不適切な入力及び品種コードの漏れ	代表品目番号及び港湾統計用品目番号に入力漏れが多い。また、品目には品種コードを特定する事ができないような文字列が入力されている。	輸出については、少額申告の場合で代表品目が入力された場合に管理資料に反映する。 輸入については、「出港前報告（A M R）」業務により登録された品目コードを管理資料に反映する。 （ただし、在来貨物、P L コンテナは A M R 対象外）	○	第11回
3. 同意書の入手	同意書がなければ配信できない。	現在同意されている利用者については、新たに同意を得ることはしないこととする。新規に利用者となる船会社、船舶代理店からの同意の意思表示は、簡素に行えるよう検討を行う。	○	第11回
4. 港情報の漏れ	N A C C S で入力される港情報と、港湾統計で必要な港情報の定義が異なっている。	輸入空コンテナについては「積荷目録情報登録（M F R）」業務により登録された船積港等（任意）を反映する。なお、輸出空コンテナについては、利用者側への影響が大きいため現状通りとする。	○ 一部	第17回
5. 仕出港コードの配信について	仕出港の情報が配信対象となっていないため、トランシップなどの情報を把握することができない。	A M R 業務及び「出港前報告訂正（C M R）」業務により登録された仕出港コードを反映する。 （ただし、在来貨物、P L コンテナは A M R 対象外）	○	第17回
6. 空コンテナの漏れ	空コンテナについては、登録が必ずしも実施されていない。	空コンテナの仮陸揚処理の追加に伴い、品名・代表品目番号・港湾統計用品目番号を固定値として下記の管理資料に反映する。 ・「港湾統計用輸入貨物データ（K 0 4）」 ・「港湾統計用仮陸揚貨物データ（K 0 6）」	○	第17回
7. 配信漏れデータ	輸出及び仮陸揚データにおいては、船会社による「船積確認登録（C C L）」業務時点で収集対象となるが、C C L 業務がシステム上は必須業務ではないため、C C L 業務が行われないケースがあると想定される。	C L R 業務後における取消し（C L D 業務）は、C L R 業務実施の2日後までに行われているケースが大半で、C C L 業務は、多くの場合 C L R 業務後3日以内に実施されている。そのため、収集契機を「C L R 業務実施日から3日後」に変更することにより、収集データの精度向上を図る。	○	第22回

IX 詳細仕様検討結果

貨物	海上	第12回WG	基本IV-8	業務名称の変更
----	----	--------	--------	---------

- ・ 業務実態に合わない業務名称があるため、当該業務名称について見直しを実施する。

詳細仕様検討結果

以下のオンライン業務について、「次期システム」欄に記載のとおり、業務名称を変更する。

項番	現行システム		次期システム	
	業務コード	業務名	業務コード	業務名
1	ACL01	船積確認事項登録（コンテナ船用）	ACL01	ACL 情報登録（コンテナ船用）
2	ACL03	船積確認事項登録（コンテナ船用）（SWB用）		
3	ACL02	船積確認事項登録（在来船用）	ACL02	ACL 情報登録（在来船・自動車船用）
4	ACL04	船積確認事項登録（在来船用）（SWB用）		
5	ACL11	船積確認事項登録呼出し	ACL11	ACL 情報登録呼出し
6	ACL12	船積確認事項登録（ハウス単位）呼出し	ACL12	ACL 情報登録（ハウス単位）呼出し
7	I AL	船積情報照会	I AL	ACL 情報照会
8	I AC	船積情報登録状況照会	I AC	ACL 情報登録状況照会
14	NVC01／02	混載貨物情報登録	NVC01／02	ハウスB／L 貨物情報登録
15	NVC11	混載貨物情報登録呼出し	NVC11	ハウスB／L 貨物情報登録呼出し
16	I NV	混載貨物情報照会	I NV	ハウスB／L 貨物情報照会

（注）上記の表は、基本仕様書IV-8に掲げる「オンライン業務について見直し」を行った結果を纏めたものであり、項番は基本仕様書に従う。
なお、項番9～13は欠番となっているが、該当業務は今後とも利用が見込めないこと等から次期において業務自体が廃止となるため。

IX 詳細仕様検討結果

貨物	航空 海上	第12回 WG	基本 IV-9	廃止オンライン業務（1）
----	----------	------------	------------	--------------

- ・ 現行提供するオンライン対象業務のうち、利用実績のないもの等については、第6次NACC Sにおいて廃止を検討する。

詳細仕様検討結果

- ・ 以下のオンライン業務については、第6次NACC Sにおいて廃止する。

廃止オンライン業務（1）

項番	業務 コード	業務名	システム		廃止理由	項番	業務 コード	業務名	システム		廃止理由
			航空	海上					航空	海上	
1	CYB01	システム外CY搬入確認 （コンテナ単位）（事前登録）		○	現行システムで利用実績のない業務の廃止	12	VIT	入港届等B		○	Web NACC S対象化に伴いパッケージソフトによる提供を廃止
2	CYD11	システム外CY搬入確認呼出し （B/L単位）（事前登録）		○		13	VIT11	入港届等B呼出し		○	
3	RPK	船卸予定登録		○		14	VOT	出港届等B		○	
4	1RP	船卸予定登録（多数件処理）		○		15	VOT11	出港届等B呼出し		○	
5	PAY	ペイメント情報照会	○	○	専用口座機能の廃止	16	JBX	船舶基本情報登録（内航船）		○	
6	BAA	口座残高証明額訂正（呼出し）	○	○		17	JBY	船舶基本情報訂正（内航船）		○	
7	BAA01	口座残高証明額訂正	○	○		18	JBY11	船舶基本情報訂正呼出し （内航船）		○	
8	IBA	口座照会	○	○		19	JPT	入港前統一申請等（内航船）		○	
9	DLS05	納付書情報（口座）再出力依頼 情報登録・変更	○	○	Web NACC S対象化に伴いパッケージソフトによる提供を廃止	20	JPT11	入港前統一申請等呼出し （内航船）		○	
10	VPT	入港前統一申請B		○		21	JIT	入港届等（内航船）		○	
11	VPT11	入港前統一申請B呼出し		○							

IX 詳細仕様検討結果

貨物	航空 海上	第12回 WG	基本 IV-9	廃止オンライン業務（2）
----	----------	------------	------------	--------------

詳細仕様検討結果

廃止オンライン業務（2）

項番	業務 コード	業務名	システム		廃止理由
			航空	海上	
22	J I T 1 1	入港届等呼出し（内航船）		○	We b N A C C S 対象化に伴いパッ ケージソフトによ る提供を廃止
23	J O T	出港届等（内航船）		○	
24	J O T 1 1	出港届等呼出し（内航船）		○	
25	J M R	移動届（内航船）		○	
26	J M R 1 1	移動届呼出し（内航船）		○	
27	K I T	入港料減免・還付申請		○	
28	K I T 1 1	入港料減免・還付申請呼出し		○	
29	K M T	船舶運航動静通知		○	
30	K M T 1 1	船舶運航動静通知呼出し		○	
31	K S T	海側施設使用許可申請		○	
32	K S T 1 1	海側施設使用許可申請呼出し		○	
33	K L T	陸側施設使用許可申請		○	
項番	業務 コード	業務名	システム		廃止理由
			航空	海上	
34	K L T 1 1	陸側施設使用許可申請呼出し		○	We b N A C C S 対象化に伴いパッ ケージソフトによ る提供を廃止
35	J S S	申請状態確認		○	I V S（入港届等 照会）業務との統 合に伴う廃止
36	C R W 0 1	届出申請一覧呼出し		○	
37	C R W 0 2	届出申請情報照会		○	
38	R S S	空コンテナ引取予定情報通知		○	P U R 業務を提供
39	R S T	空コンテナ引取予定確認情報通知		○	P U A 業務を提供
40	A C L 0 1	船積確認事項登録（コンテナ船用）		○	現行 A C L 0 3 業務 （新 A C L 0 1 業務 への統合に伴う廃止
41	A C L 0 2	船積確認事項登録（在来船用）		○	現行 A C L 0 4 業務 （新 A C L 0 2 業務 への統合に伴う廃止
42	S I R	船積指図書（S/I）情報登録		○	現行 S I R 0 2 業務 （新 S I R 業務）へ の統合に伴う廃止

IX 詳細仕様検討結果

貨物	航空 海上	第12回 WG	基本 IV-9	廃止オンライン業務（3）
----	----------	------------	------------	--------------

詳細仕様検討結果

廃止オンライン業務（3）

項番	業務 コード	業務名	システム		廃止理由
			航空	海上	
43	S I R 0 1	船積指図書（S／I）情報登録（国際連携）		○	現行S I R 0 2業務（新S I R業務）への統合に伴う廃止
44	E I R	S／I情報登録	○		現行E I R 0 2業務（新E I R業務）への統合に伴う廃止
45	E I R 0 1	S／I情報登録（国際連携）	○		
46	I V A	インボイス・パッキングリスト情報登録	○	○	現行I V A 0 2業務（新I V A業務）への統合に伴う廃止
47	V A N 1 1	バンニング情報登録（コンテナ単位）呼出し		○	現行V A N 1 2業務の機能統合に伴う廃止
48	W B I	SWB確定通知		○	決済機能の廃止
49	W B I 1 1	SWB確定通知呼出し		○	
50	W B S	SWB情報通知		○	
51	I W B	SWB情報照会		○	
52	I I S	SWB請求情報一覧照会		○	
53	P A S	支払選択登録		○	
54	P A S 1 1	支払選択登録呼出し		○	
55	I P S	電子決済情報照会		○	A C L／C YサブWGにて廃止を合意（今後利用が見込めない）
56	A C T	請求情報登録		○	
57	A C T 1 1	請求情報登録呼出し		○	
58	I A I	請求情報一覧照会		○	
59	I A T	請求情報照会		○	入港前統一申請業務との統合に伴う廃止
60	C R W 0 3	乗員上陸許可申請		○	

IX 詳細仕様検討結果

貨物	海上	第15回 WG	基本 IV-6-他	保税管理資料に影響のある業務の搬出入日チェック（1）
----	----	------------	--------------	----------------------------

- ・ 「G01 輸入貨物搬出入データ」等の「搬入日」及び「搬出日」に影響のある入力業務において、データ入力日以外の「過去日」又は「未来日」を入力した場合にワーニングを出力する等の見直しを実施する。

詳細仕様検討結果

- ・ 「G01 輸入貨物搬出入データ」及び「G02 輸出貨物搬出入データ」の「搬入日」及び「搬出日」に影響のある入力業務において、以下の日付を入力した場合にワーニングメッセージを出力するように変更する。
(対象業務については、次頁を参照。)

1. データ入力日 + 7日 ≤ 「搬入日」又は「搬出日」
→ ワーニングメッセージ「**入力された年月日は7日以上未来の日付である。**」
2. 「搬入日」又は「搬出日」 + 7日 ≤ データ入力日
→ ワーニングメッセージ「**入力された年月日は7日以上過去の日付である。**」

IX 詳細仕様検討結果

貨物	海上	第15回WG	基本 IV-6-他	保税管理資料に影響のある業務の搬出入日チェック（2）
----	----	--------	--------------	----------------------------

詳細仕様検討結果

業務コード	業務名称	項目名称	現行／次期	7日以上過去日の場合	7日以上未来日の場合	現行仕様
B I C B I D B I E B I F C Y A B I A B I B C Y B C Y D C Y E S A I	搬入確認登録（輸出未通関） 搬入確認登録（輸出許可済） システム外搬入確認（輸出許可済） 輸出貨物情報訂正 C Y 搬入確認登録 搬入確認登録（保税運送貨物） システム外搬入確認（輸入貨物） システム外 C Y 搬入確認（コンテナ単位） システム外 C Y 搬入確認（B / L 単位） システム外 C Y 搬入確認（一括搬入） 輸入貨物情報訂正	搬入年月日	現行	正常	エラー	前年同月日 < 搬入年月日 ≦システム日
			次期	ワーニング	エラー	
P K K P K I	船卸確認登録（個別） 船卸確認登録（一括）	船卸開始年月日	現行	正常	エラー	前年同月日 < 船卸開始年月日 ≦システム日
			次期	ワーニング	エラー	
V A N V A E V A H	バンニング情報登録（コンテナ単位） バンニング情報登録（輸出管理番号単位） バンニング・C Y 搬入情報登録	搬出年月日	現行	正常	エラー	搬出年月日 ≦ システム日 + 2 日
			次期	ワーニング	エラー	
B O C C Y O B O A B O B	搬出確認登録（輸出許可済） C Y 搬出確認登録 搬出確認登録（保税運送貨物） 搬出確認登録（貨物引取り）	搬出年月日	現行	正常	正常	－
			次期	ワーニング	ワーニング	
C L R	船積情報登録	船積年月日	現行	エラー	正常	①積コンテナ・船積区分が「A：積コンテナリスト提出・船積処理」の場合は、システム日 ≦ 船積年月日
			次期	エラー	ワーニング	
			現行	正常	正常	②積コンテナ・船積区分が「C：船積処理」の場合は、前年同月日 < 船積年月日
			次期	ワーニング	ワーニング	

IX 詳細仕様検討結果

共通	海上	第14回WG	基本IV-6-他	仮陸揚貨物の市内運送時の「保税運送（O L C）」業務における価格入力
----	----	--------	----------	-------------------------------------

- ・ 現行、仮陸揚貨物の保税運送（市内運送）では、価格の入力が必須項目になっているが、一般の保税運送（市内運送）と同様に、価格の入力を任意項目に変更する。

詳細仕様検討結果

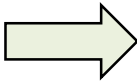
O L C業務の運送種別コードとして新たに「K K：仮陸揚貨物の市内運送」を設け、当該運送種別コードの入力がされた場合は、価格入力を任意とするよう変更する。

現行運送種別コード

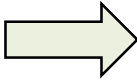
- NR：一般運送
- EA：一般運送（船側発送で揚地詮議有の場合）
- QU：検疫の経由運送
- K R：仮陸揚貨物の運送**

- M K：市内運送
- K S：簡易運送
- A U：特定保税運送

仮陸揚貨物の保税運送（市内運送）では、KRのみが選択可能であり、当該コードが入力された場合は、価格入力が必須となっている。



価格入力は**必須**



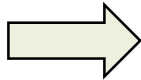
価格入力は**任意**

次期運送種別コード

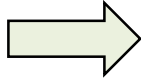
- NR：一般運送
- EA：一般運送（船側発送で揚地詮議有の場合）
- QU：検疫の経由運送
- K R：仮陸揚貨物の運送

- K K：仮陸揚貨物の市内運送**
- M K：市内運送
- K S：簡易運送
- A U：特定保税運送

新規コード追加



価格入力は**必須**



価格入力は**任意**

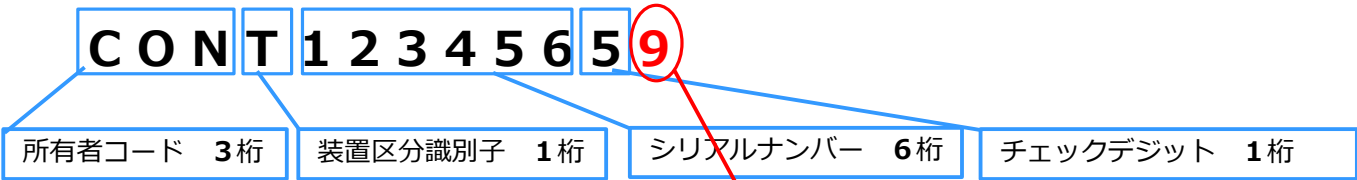
IX 詳細仕様検討結果

貨物	海上	第15回WG	基本IV-6-他	コンテナ番号のチェック機能の改善
----	----	--------	----------	------------------

- 「バンニング情報登録（コンテナ単位）（VAN）」業務等において入力されるコンテナ番号に対するチェック機能の実施範囲を拡大する。

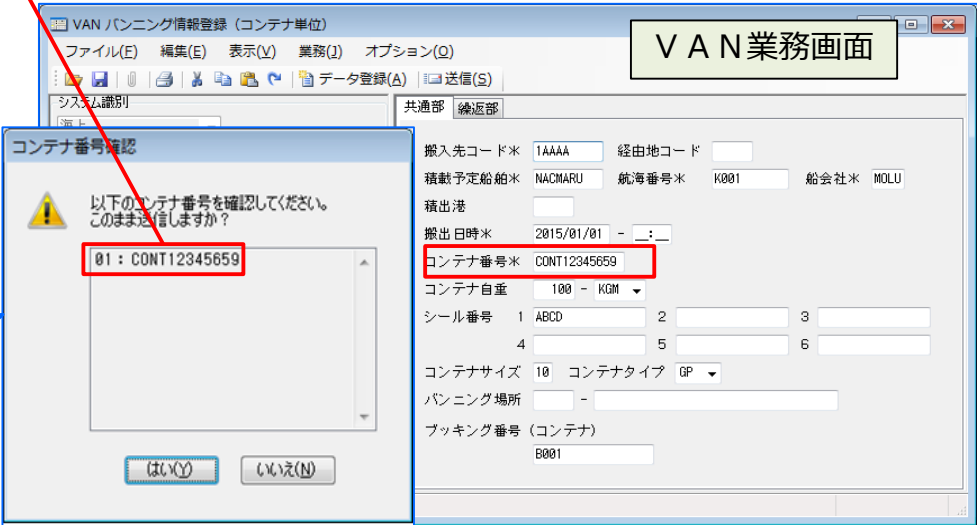
詳細仕様検討結果

- 「バンニング情報登録（コンテナ単位）（VAN）」・「バンニング情報登録（輸出管理番号単位）（VAE）」業務において誤って12桁を入力した場合でも、先頭4桁が英字のコンテナ番号が入力された場合はISOコンテナ番号チェックを実施する。
- ISOコンテナ番号チェック機能を「バンニング・CY搬入情報登録（VAH）」業務にも実装する。



【現行】
「CONT12345659」のように11桁までは正しいISOコンテナ番号体系となっているが、桁数が12桁の場合はチェックデジットエラーとならず、ダイアログは表示されない。

【次期】
先頭4桁が英字かつ12桁入力の場合は一律コンテナチェックを実施するようISOコンテナ番号チェックの処理を変更する。



IX 詳細仕様検討結果

貨物	海上	第17回WG	基本 IV-6-他	管理資料「G11：卸コンテナリスト取扱一覧データ」等の変更
----	----	--------	--------------	-------------------------------

- ・卸コンテナリスト及び積コンテナリストの提出件数及び開庁時間外貨物積卸届の件数を出力するよう仕様を変更する。

詳細仕様検討結果

現 行

「G 1 1：卸コンテナリスト取扱一覧データ」及び「G 1 2：積コンテナリスト取扱一覧データ」に提出件数及び開庁時間外貨物積卸届の件数は出力されない。

次 期

「G 1 1：卸コンテナリスト取扱一覧データ」及び「G 1 2：積コンテナリスト取扱一覧データ」の共通部に提出件数及び開庁時間外貨物積卸届の件数を新規に出力する。

CSV電文フォーマット：卸コンテナリスト取扱一覧データ（案）（1/5）

	A	B	C	D	E	F
1	(出力共通項目)					
2	999999001X	卸コンテナリスト提出件数		9999999	時間外執務要請届件数	9999999
3	卸コンテナリスト取扱一覧データ					
4	輸入許可日	提出日	卸コンテナリスト提出番号	官署	時間外執務要請識別	コンテナ管理者コード
5	99999999	99999999	XXXXXXX1X	XX	X	XXXXXXX1XX
6	99999999	99999999	XXXXXXX1X	XX	X	XXXXXXX1XX
7	99999999	99999999	XXXXXXX1X	XX	X	XXXXXXX1XX
8	※明細数分繰り返す					
9						
10	99999999	99999999	XXXXXXX1X	XX	X	XXXXXXX1XX
11	99999999	99999999	XXXXXXX1X	XX	X	XXXXXXX1XX
12	99999999	99999999	XXXXXXX1X	XX	X	XXXXXXX1XX
13						
14	注意事項：このイメージ図は、端末より管理資料を表計算ソフトで展開し、野線及び列幅の変更等を行った場合の例です。					

件数を出力

IX 詳細仕様検討結果

貨物	海上	第11回WG	基本 IV-6-他	保税運送承認番号の複数件入力について
----	----	--------	--------------	--------------------

- 「システム外搬入確認（輸入貨物）（B I B）」業務において、複数のポートノートでの同時搬入の場合、保税運送承認番号欄の入力桁数が11桁であり全てのポートノート番号が入力できないため、必要な改善を行う。

詳細仕様検討結果

「システム外搬入確認（輸入貨物）（B I B）」業務の保税運送承認番号欄の入力桁数を30桁に増やすことにより、複数のポートノート番号の入力を可能とする。

BIB システム外搬入確認(輸入貨物)

ファイル(F) 表示(V)

B/L番号*

保税運送承認番号* (Callout: 入力桁数を30桁に増やす)

搬入日時* 搬入場所

船舶*

仮陸揚識別 船卸港* 入港日* 積出地*

保税運送承認番号の桁数増加に伴い、下記のオンライン業務及び管理資料のレイアウト変更等を実施する。

- ・ 輸入貨物情報訂正業務【SAI / SAI11】
- ・ システム外搬入確認取消業務（呼出し）【BIX / BIX11】
- ・ 貨物情報照会業務（入在庫管理情報）【ICG】
- ・ G01 輸入貨物搬出入データ【管理資料】
- ・ G02 輸出貨物搬出入データ【管理資料】

IX 詳細仕様検討結果

貨物	海上	第22回WG	基本 IV-6-他	管理資料「G 0 3 : 保税運送申告一覧データ」のC Yへの配信
----	----	--------	--------------	-----------------------------------

- ・管理資料「保税運送申告一覧データ」の配信先にC Yを追加する。

詳細仕様検討結果

項番	項 目	内 容
1	検討課題	管理資料「G 0 3 : 保税運送申告一覧データ」のC Yへの配信
2	要望内容	現状、C Yにおいても保税運送申告を行うことがあるが、管理資料「G 0 3 : 保税運送申告一覧データ」の配信先にC Yが含まれていないため、保税運送申告の件数等の照合作業は手作業で行っている。 照合作業等の効率化のため、本管理資料の配信先にC Yを追加していただきたい。 (現行の配信先) 保税蔵置場、通関業、海貨業
3	検討結果	管理資料「G 0 3 : 保税運送申告一覧データ」の配信先にC Yを追加する。